

## 倉吉市野良猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市野良猫不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨にのっとり、飼い主がいない猫（以下「野良猫」という。）に不妊又は去勢のための手術を受けさせる取組を支援することにより、野良猫の繁殖を抑制し、もって生活環境を保全するとともに、市民の動物愛護意識の高揚を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的を達成するため、市内において捕獲した野良猫に対し、県内で開業する動物病院において、不妊又は去勢のための手術（不妊又は去勢のために獣医師が必要と認める手術をいう。以下「補助事業」という。）を受けさせた市内に住所を有する者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、野良猫1頭につき10,000円とする。ただし、支払った手術費用の額がこれを下回る場合は、当該支払った手術費用の額に相当する額とする。

3 補助事業者は、補助事業を行うときは、当該補助事業を受ける野良猫の耳先の一部を切除する手術を併せて受けさせなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を実施する前に、補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該交付申請に用いる様式は、規則第5条の申請書（次項において「交付申請書」という。）による。

2 交付申請書に添付すべき書類は、様式第1号によるものとする。

3 一の交付申請（前項の規定による申請をいう。以下同じ）に係る補助事業の対象とする猫の頭数は、20頭を上限とする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

4 補助金の交付申請をした者は、規則第9条第1項の規定により当該交付申請を取り下げ、規則第17条の規定により当該交付申請に係る補助事業について報告をし、又は規則第21条第1項の規定により当該交付申請に係る交付決定（規則6条に規定する交付決定をいう。）が取り消されるまでの間、新たに交付申請をすることができない。

### (交付決定の時期等)

第5条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の市長の承認を要しないものとして別に指定する変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。この場合において、変更についての承認を受けようとする場合に用いる様式は、規則第12条第3項の申請書による。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) その他補助事業の内容に重大な影響を及ぼす変更

2 前条第1項の規定は、規則第12条第1項の変更等の承認について準用する。

(完了の期限)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日までに、当該交付決定に係る補助事業を完了しなければならない。

(検査員による検査)

第8条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める日までに行わなければならない。この場合において、当該報告に用いる様式は、規則第17条の報告書(次項において「実績報告書」という。)による。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた日が属する年度の翌年度の4月10日

2 実績報告書に添付すべき書類は、様式第3号によるものとする。

(補助金の支払)

第10条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条による。

(交付額の確定の通知)

第11条 規則第18条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、様式第4号によるものとする。

(免責)

第12条 市は、補助事業に関連して交付決定を受けた者が被った損害及び第三者に対して与えた損害については、その責めを負わないものとする。

(その他)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同年4月1日以後に着手した補助事業に適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、各年度の当初において補助金についての予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の前年度の3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に規則又はこの要綱の規定によりなされた補助金についての行為に対する規則又はこの要綱の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。



様

倉吉市長

年度倉吉市野良猫不妊・去勢手術費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった倉吉市野良猫不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）については、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

補助金の対象事業は、年 月 日付けで申請のあった倉吉市野良猫不妊・去勢手術費補助事業とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額 金 円

3 補助規程の遵守

補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び倉吉市野良猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱の規定に従わなければならない。

補助事業報告書

実施頭数	オス 頭 + メス 頭 - 中止 頭 = 合計 頭						
中止理由							
内訳	NO.	性別	手術年月日	捕獲場所	手術費用	補助金額 上限 10,000 円	
	1	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	2	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	3	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	4	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	5	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	6	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	7	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	8	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	9	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	10	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	11	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	12	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	13	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	14	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	15	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	16	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	17	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	18	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	19	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
	20	<input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス				円	円
合計金額					円	円	

添付書類：手術の実施の前後における猫の顔と耳の状況を判別することができる写真等

<p><b>(医師証明欄)</b></p> <p>所在地</p> <p>病院名</p> <p>医師名</p>	<p>上記の野良猫の不妊・去勢手術及び耳カットを実施し、下記の手術費用の額を受領したことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">手術費用の額 _____ 円</p>
--	--

様

倉吉市長

年度倉吉市野良猫不妊・去勢手術費補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった倉吉市野良猫不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおりその交付額を確定したので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市野良猫不妊・去勢手術費補助金
- 2 確定交付額 金 円
- 3 補助規程等に従わない場合の補助金の返還等

交付額確定通知があった場合でも、規則又は要綱の規定に従わないときは、規則第21条第2項において適用する同条第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、並びに規則第22条第2項、第23条第1項及び同条第4項の規定により、交付決定の額を超えた部分の補助金の返還を命じ、及びそれについての加算金及び延滞金の納付を求めることがあります。